

在宅介護支援センター安寿荘

重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 089-978-6930 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 介護支援専門員 _____

* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. 契約期間

(1) この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

(2) 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(3) 契約期間中に利用者の計画が介護予防ケアマネジメントとなり、地域包括支援センターとの契約に移行となった場合は、本契約を一時中止し、再び介護予防支援となった際は、本契約を再開するものとする。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

要介護認定の代行申請を行います。



要介護に認定された場合、その結果に応じてサービス限度額が決まります。



介護支援専門員が複数の事業所を紹介し、本人や家族の意思で選択された介護サービスを組み合わせたケアプランを作成します。



ケアプランによる在宅介護サービスを利用していただきます。

4. 利用料金

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。※但し、保険料の滞納等により介護保険給付の対象でない場合は1ヶ月につき要介護度に応じた居宅介護支援費・居宅介護予防支援費の10割をいただきます。

(2) 利用者はいつでも契約を解約することができ、解約について一切料金はかかりません。

項目		要介護度	費用	
居宅介護支援費		要介護1・2	10,860円	1人1月あたりの金額
		要介護3～5	14,110円	
項目		要介護度	費用	
加 算	特定事業所加算(Ⅱ)	要介護1～5	+4,210円	各加算項目に関しては算定要件の該当者のみ加算
	初回加算 ※(該当者のみ)	要介護1～5	+3,000円	
	入院時情報連携加算Ⅰ ※(該当者のみ)	要介護1～5	+2,500円	
	入院時情報連携加算Ⅱ ※(該当者のみ)	要介護1～5	+2,000円	

退院・退所加算Ⅰイ ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋４，５００円	
退院・退所加算Ⅰロ ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋６，０００円	
退院・退所加算Ⅱイ ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋６，０００円	
退院・退所加算Ⅱロ ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋７，５００円	
退院・退所加算Ⅲ ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋９，０００円	
通院時情報連携加算 ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋５００円	
緊急時等居宅カンファレンス加算 ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋２，０００円	
ターミナルケアマネジメント加算 ※（該当者のみ）	要介護１～５	＋４，０００円	

項目		要介護度	費 用	
介護予防支援費		要支援１・２	４，７２０円	１人１月あたりの金額
項目		要介護度	費 用	
加算	初回加算	要支援１・２	＋３００円	各加算項目に関しては算定要件の該当者のみ加算

５．当事業所のサービスの提供方法・内容

- （１）相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所にて行います。
- （２）課題分析（アセスメント）は、居宅サービス計画ガイドラインを利用します。
- （３）サービス担当者会議は、利用者自宅又は事業所相談室にて開催します。
- （４）介護支援専門員は、居宅介護支援（要介護者）においては月に一回を目安とし必要に応じて居宅を訪問します。

介護予防支援（要支援者）においては少なくとも３月に１回利用者の居宅を訪問します。
居宅を訪問しない月においても利用者への電話等の方法により確認を行います。

６．サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。（別紙参照）

７．事故発生時の対応等

- （１）事業所は、事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- (2) 事業所は、事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 事業所は、事故が発生した時、事故の状況及び事故に際して採った処理について記録するものとします

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下を参照）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出て下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合